



令和 5 年 2 月 2 日

国土交通省九州地方整備局

筑後川河川事務所

流域治水の推進に向けて

『筑後川・矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会』『筑後川・矢部川流域治水協議会』を合同開催します！！

～水害を軽減させる取り組みについて意見交換～

筑後川河川事務所では、平成28年度より、河川管理者、気象台、水資源機構、県、市町村等と連携・協力し、大規模氾濫に関する減災対策を実施するため、減災対策協議会を設置し取り組んでいるところです。

また、令和2年度より新たに流域全体で水災害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進するため、流域治水協議会を設置しました。これらの取り組みについて、意見交換を行うため、下記協議会を合同開催します。

- ・「筑後川上流圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」
- ・「筑後川中・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会」
- ・「矢部川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会」
- ・「筑後川流域治水協議会」
- ・「矢部川流域治水協議会」

1. 開催日時
令和5年2月9日（木）10時00分～12時00分

2. 開催方法
筑後川河川事務所1階会議室にてWEB開催

3. 出席者
別紙1に記載

4. 議事内容
別紙2「議事次第（案）」参照

5. その他
新型コロナウイルス蔓延防止の為、以下の点にご協力をお願いします。

- ・協議会終了後、記者ブリーフィングを20分程度予定しております。
- ・必要最小限の人数でご参加いただき、2月7日（火）17：00 迄に別紙3の連絡先までご連絡願います。
- ・参加者はマスク着用、咳エチケット、受付での検温消毒のご協力をお願いします。（発熱、風邪症状のある方は参加をお控え願います。）

問い合わせ先

筑後川河川事務所 流域治水企画室長 工藤 雄一（内線302）
地域防災調整官 山下 浩史（内線305）
電話 0942-33-9131（代表）

（筑後川上流圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会）

南小国町長

小国町長

日田市長

玖珠町長

九重町長

気象庁 熊本地方気象台長

気象庁 大分地方気象台長

水資源機構 筑後川局長

熊本県 知事公室 危機管理防災課長

熊本県 土木部 河川港湾局 河川課長

熊本県 県北広域本部 阿蘇地域振興局 土木部長

大分県 生活環境部 防災局 防災対策企画課長

大分県 土木建築部 河川課長

大分県 日田土木事務所長

大分県 玖珠土木事務所長

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所長

国土交通省 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所長

（オブザーバー）

気象庁 福岡管区気象台長

（筑後川中・下流部大規模氾濫に関する減災対策協議会）

久留米市長

柳川市長

筑後市長

大川市長

小郡市長

うきは市長

朝倉市長

大刀洗町長

大木町長

広川町長

筑前町長

東峰村長

佐賀市長

鳥栖市長

神埼市長
みやき町長
上峰町長
吉野ヶ里町長
基山町長
気象庁 福岡管区気象台長
気象庁 佐賀地方気象台長
水資源機構 筑後川局長
福岡県 総務部防災危機管理局 防災企画課長
福岡県 総務部防災危機管理局 消防防災指導課長
福岡県 県土整備部 河川管理課長
福岡県 県土整備部 河川整備課長
福岡県 久留米県土整備事務所長
福岡県 朝倉県土整備事務所長
福岡県 南筑後県土整備事務所 柳川支所長
福岡県 八女県土整備事務所長
佐賀県 政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課長
佐賀県 県土整備部 河川砂防課長
佐賀県 佐賀土木事務所長
佐賀県 東部土木事務所長
国土交通省 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所長
国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所長

（矢部川圏域大規模氾濫に関する減災対策協議会）

久留米市長
柳川市長
八女市長
筑後市長
みやま市長
大川市長
大木町長
大牟田市長
気象庁 福岡管区気象台長
福岡県 総務部防災危機管理局 防災企画課長
福岡県 総務部防災危機管理局 消防防災指導課長
福岡県 県土整備部 河川管理課長
福岡県 県土整備部 河川整備課長

福岡県 久留米県土整備事務所長

福岡県 南筑後県土整備事務所長

福岡県 南筑後県土整備事務所 柳川支所長

福岡県 八女県土整備事務所長

福岡県 八女県土整備事務所 日向神ダム管理出張所長

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所長

（筑後川流域治水協議会）

久留米市長

柳川市長

筑後市長

大川市長

小郡市長

筑紫野市長

太宰府市長

うきは市長

朝倉市長

筑前町長

東峰村長

大刀洗町長

大木町長

広川町長

八女市長

佐賀市長

鳥栖市長

神埼市長

吉野ヶ里町長

基山町長

上峰町長

みやき町長

南小国町長

小国町長

日田市長

九重町長

玖珠町長

福岡県 県土整備部 河川整備課長

福岡県 県土整備部 河川管理課長

福岡県 県土整備部 港湾課長

福岡県 県土整備部 砂防課長

福岡県 県土整備部 道路維持課長

福岡県 建築都市部 都市計画課長

福岡県 建築都市部 下水道課長

福岡県 建築都市部 公園街路課長

福岡県 建築都市部 住宅計画課長

福岡県 農林水産部 農山漁村振興課長

福岡県 農林水産部 林業振興課長
福岡県 教育庁 教育総務部 施設課長
福岡県 久留米県土整備事務所長
福岡県 朝倉県土整備事務所長
福岡県 南筑後県土整備事務所 柳川支所長
福岡県 八女県土整備事務所長
福岡県 那珂県土整備事務所長
福岡県 朝倉農林事務所長
福岡県 筑後農林事務所長
福岡県 筑後川水系農地開発事務所長
佐賀県 県土整備部 まちづくり課長
佐賀県 県土整備部 下水道課長
佐賀県 県土整備部 河川砂防課長
佐賀県 農林水産部 農山漁村課長
佐賀県 農林水産部 森林整備課長
佐賀県 農林水産部 林業課長
佐賀県 政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課長
佐賀県 佐賀土木事務所長
佐賀県 東部土木事務所長
熊本県 土木部 河川港湾局 河川課長
熊本県 土木部 道路都市局 下水環境課長
熊本県 県北広域本部 阿蘇地域振興局 土木部長
大分県 土木建築部 河川課長
大分県 土木建築部 砂防課長
大分県 土木建築部 公園・生活排水課長
大分県 土木建築部 参事監兼建築住宅課長
大分県 土木建築部 参事監兼都市・まちづくり推進課長
大分県 農林水産部 農村基盤整備課長
大分県 農林水産部 参事監森林保全課長
大分県 農林水産部 森林整備室長
大分県 西部振興局 農林基盤部長
大分県 生活環境部 防災局 防災対策企画課長
大分県 日田土木事務所長
大分県 玖珠土木事務所長
農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所長
林野庁 九州森林管理局 福岡森林管理署長
森林研究・整備機構 森林整備センター 九州整備局長

水資源機構 筑後川局長
気象庁 福岡管区気象台長
気象庁 佐賀地方気象台長
気象庁 熊本地方気象台長
気象庁 大分地方気象台長
国土交通省 九州地方整備局 筑後川ダム統合管理事務所長
国土交通省 九州地方整備局 佐賀河川事務所長
国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所長
（オブザーバー）
九州旅客鉄道株式会社 鉄道事業本部 施設部工事課長

（矢部川流域治水協議会）
久留米市長
柳川市長
八女市長
筑後市長
大川市長
みやま市長
大木町長
福岡県 県土整備部 河川整備課長
福岡県 県土整備部 河川管理課長
福岡県 県土整備部 港湾課長
福岡県 県土整備部 砂防課長
福岡県 県土整備部 道路維持課長
福岡県 建築都市部 都市計画課長
福岡県 建築都市部 下水道課長
福岡県 建築都市部 公園街路課長
福岡県 建築都市部 住宅計画課長
福岡県 農林水産部 農山漁村振興課長
福岡県 農林水産部 林業振興課長
福岡県 教育庁 教育総務部 施設課長
福岡県 南筑後県土整備事務所 柳川支所長
福岡県 八女県土整備事務所長
福岡県 筑後農林事務所長
福岡県 筑後川水系農地開発事務所長
農林水産省 九州農政局 北部九州土地改良調査管理事務所長
林野庁 九州森林管理局 福岡森林管理署長

森林研究・整備機構 森林整備センター 九州整備局長

気象庁 福岡管区気象台長

国土交通省 九州地方整備局 筑後川河川事務所長

令和4年度

筑後川・矢部川大規模氾濫に関する減災対策協議会
筑後川・矢部川流域治水協議会

日時:令和5年2月9日(木)10:00～12:00

会場:筑後川河川事務所 1階会議室にてWeb(Zoom)開催

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 議 事

1)規約等改正

2)減災対策協議会 概ね5年間の取り組み実施状況

3)流域治水プロジェクト

・流域タイムライン

4)各機関からの情報提供

・福岡管区気象台からの情報提供

・九州農政局からの情報提供

・その他

5)取り組み状況及び意見交換

4. 閉会

協議会 取材登録

協議会への取材をご希望される報道機関におかれましては、
事前にご登録のご協力をお願いいたします。

メール送信期限： 2月7日（火） 17：00まで

送信先アドレス： gqr-chikugo-hp@mlit.go.jp

【ご登録の際にご連絡いただく内容】

1. 報道機関名

2. 取材者等

①ご氏名 ②連絡先（電話番号） ③取材人数 ④取材車両の種類等

【取材に関する留意事項】

- ① 会場内では、「報道関係」と表示された席にお座りください。
- ② 会議中のカメラ撮影は、当日指定する範囲内で行ってください。
- ③ 会場の都合により、会場内で電源をとることはできません。パソコン等を使用される場合は、バッテリー等をご持参願います。
- ④ 休憩時間を含め会議中、会議出席者へ直接取材することとはご遠慮ください。
- ⑤ その他、取材にあたっては、係員の指示に従ってください。